

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

特措法

旧

新

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

期間3年



※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年

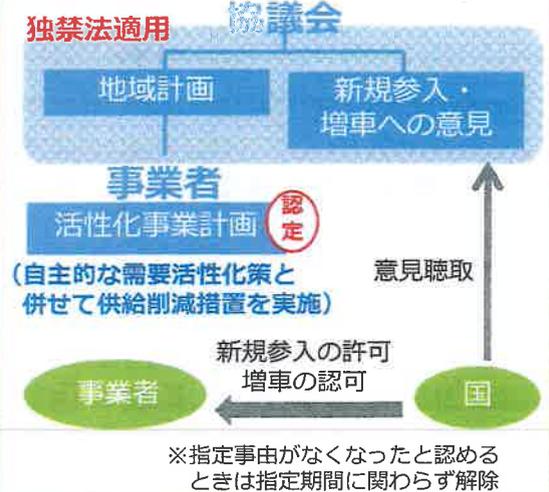


※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年



※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

タク特法

全国

指定地域
(政令で指定)

特定指定地域
(政令で指定)

登録制
〔講習〕

登録制
〔試験〕

道路運送法

全国

指定地域
(告示で指定)

特定指定地域
(告示で指定)

登録制
〔講習〕

登録制
〔試験〕

登録制
〔試験〕

◆ 過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

◆ 事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

特定地域と準特定地域において講じられる措置

特定地域

準特定地域

任意

協議会設置

任意

認可制（2/3以上の同意要件あり）

認可・認定なし（1/2以上の同意要件あり）

特定地域計画

協議会が作成する
地域計画

準特定地域計画

必須記載事項

供給輸送力の削減に関する事項

必須記載事項

活性化事業に関する事項

任意記載事項

活性化措置に関する事項

認可制（実施命令制度あり）

任意（認定申請可・認定を受けた場合には
実施勧告制度あり）

事業者計画

事業者が作成する
計画

活性化事業計画

必須記載事項

供給輸送力の削減に関する事項

必須記載事項

活性化措置に関する事項

（特定地域計画において実施主体とされた事業者のみ）

準特定地域に規定された活性化事業に関する事項

あり

独禁法適用除外

なし

あり

アウトサイダー事業者への営
業方法の制限勧告・命令

なし

禁止

新規参入

許可制

※供給過剰とならないかどうかの基準を追加

禁止

増車等

届出制→認可制

※供給過剰とならないかどうか、収入状況・
法令遵守の状況等の基準を追加

あり

公定幅運賃

あり（特定地域と同じ）

公 示

(別紙)

公示第72号

準特定地域の指定等について

準特定地域の指定等について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成25年法律第83号)の施行に伴い、「準特定地域の指定基準等について」を別紙のとおり定めたので、公示する。

平成26年1月27日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

1 準特定地域の指定

国土交通大臣は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する営業区域を準特定地域として指定するものとし、当該指定は告示により行うものとする。

(1) 人口10万人以上の都市を含む営業区域であって、①から③までのいずれかに該当するもの。

① 日車実車キロ又は日車營收が、平成13年度と比較して減少していること。

② 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。

③ 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

(2) 人口10万人以上の都市を含まない営業区域であって、①から③までのいずれにも該当するもの。

① 人口が概ね5万人以上の都市を含むこと。

② (イ)から(ハ)までのいずれかに該当すること。

(イ) 日車実車キロ又は日車營收が、平成13年度と比較して10%以上下回っていること。

(ロ) 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。

(ハ) 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

③ 当該営業区域を含む都道府県知事又は市町村長から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと。

2 指定期間等

1の指定は、原則として毎年10月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとする。ただし、指定期間中であっても、国土交通大臣は1に掲げる基準に該当しなくなると認めるときは、指定の解除を行うものとし、当該指定の解除は告示により行うものとする。

3 指定等のための各種指標の把握等

指定等に当たっては各年度ごとの旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年3月31日運輸省令第21号)に基づく法人事業者の事業実績報告や、法令違反の実績等を用いるものとし、地方運輸局は毎年度の各営業区域ごとの数値を原則として6月30日までにとりまとめ、本省に報告するものとする。

附 則

本公示は、平成26年1月27日から施行する。